

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○旅館業法施行細則の一部を改正する規則

○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

○職員の配偶者同行休業に関する規程

告 示

○職員表彰規程の一部を改正する告示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請(三件)

○有害図書類の指定

○漁場計画の決定

○土地取用法に基づく取用の手続開始

○都市計画事業の認可

公 告

○県営土地改良事業計画の変更

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

企 業 局

○企業職員の配偶者同行休業に関する規程

議 会

○宮城県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令

(食と暮らしの安全推進課)

(同)

(人 事 課)

(同)

(人 事 課)

(同)

(循環型社会推進課)

(共同参画社会推進課)

(水産業振興課)

(用 地 課)

(都市計画課)

(農村振興課)

(林業振興課)

(警察本部会計課)

ページ

教育委員会

○宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会

○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年宮城県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二号中「十の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「九の項、十一の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(昭和六十一年宮城県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の四第二号中「十の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「九の項、十一の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十五号

一三

一五

一五

一三

一〇

八

八

八

七

六

五

四

四

二

一

一

一

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一総務部長の人事課に係る専決事項の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 本庁の次長及び課長（これに相当する職を含む。）の職にある職員（地方機関の所長の職を兼ねる者を除く。）の配偶者同行休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し
別表第一人事課長の専決事項の項中第十七号を第十八号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 職員（本庁の課長（これに相当する職を含む。）の職以上の職にある職員及び地方機関の所長の職にある職員を除く。）の配偶者同行休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し

附 則

この訓令は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

○宮城県訓令甲第十六号

職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員の配偶者同行休業に関する規程

（趣旨）

第一条 この訓令は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年宮城県条例第四十五号）に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の手続）

第二条 職員は、法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業の承認を申請するときは、配偶者同行休業承認申請書（別記様式）を、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに、所属長を経由して知事に提出しなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請手続）

第三条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

（職務復帰）

第四条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたときは、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（辞令の交付）

第五条 知事は、次に掲げる場合には、職員に対して、別に定めるところにより辞令を交付するものとする。

- 一 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- 二 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- 三 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

附 則

この訓令は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

別記様式（第2条関係）

配偶者同行休業承認申請書

申請年月日 年 月 日

知 事 殿

(所属長経由印)

所 属
職
氏 名 印

下記のとおり 配偶者同行休業 期間の延長 を申請します。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）	
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考		

- (注) 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び滞在事由の継続する期間が確認できる書類を添付すること。
 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 4 該当する□にはレ印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	職 氏 名 印
決 裁 欄		

告示

○宮城県告示第六百四十九号

職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員表彰規程の一部を改正する告示

職員表彰規程（昭和四十六年宮城県告示第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号中「除く。」の下に「及び配偶者同行休業をした者」を加える。

附 則

この告示は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

○宮城県告示第六百五十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社BWM

2 所在地 宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目三番地十七

3 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 俊明

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県登米市南方町実沢百四十七、百四十八、百五十、百五十番一、百五十二番一、百五十二番

二

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十六年六月五日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 平成二十六年七月二十五日から平成二十六年八月二十五日まで（午前八時三十分か

ら午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年九月九日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語によ

り記載すること。）

○宮城県告示第六百五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社BWM

2 所在地 宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目三番地十七

3 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 俊明

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県登米市南方町実沢百四十七、百四十八、百五十、百五十番一、百五十二番一、百五十二番

二

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類の種類

木くずの破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十六年六月五日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 平成二十六年七月二十五日から平成二十六年八月二十五日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年九月九日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社ガイアート・K

2 所在地 東京都新宿区新小川町八番二十七号

3 代表者の氏名 代表取締役 前山 俊彦

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県気仙沼市切通二百三十五番地の一部、二百三十六番地五号の一部

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類の種類

がれき類の破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

六 申請年月日

平成二十六年四月十七日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 宮城県気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

2 縦覧期間 平成二十六年七月二十五日から平成二十六年八月二十五日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年九月九日

2 提出場所 宮城県気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百五十三号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	禁断Lovers MAX vol. 8	株ぶんか社
二	雑誌	Boysピアス 7月号	株マガジン・マガジン

三	雑誌	週刊実話ザ・タブー 2032718/9	(株)日本ジャーナル出版
四	雑誌	エキサイティングマックス 8月号 0209118	(株)ぶんか社
五	雑誌	男のエロ知恵140 01806107	(株)鉄人社
六	雑誌	裏モノJAPAN 8月号 01805108	(株)鉄人社
七	雑誌	ラジオライフ 8月号 09155108	(株)三オプックス
八	雑誌	決定版TVタブー陰謀大暴露SP 68512147	ミリオン出版(株)
九	雑誌	実話ブラックザ・タブーSPECIAL Vol.1.5 68512163	ミリオン出版(株)

二 指定理由

図書類の内容が、一から四までの図書類にあっては著しく性的感情を刺激し、五から七までの図書類にあっては著しく犯罪を誘発し、八及び九の図書類にあっては甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第六百五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業権の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び地元地区 次のとおり

公示番号	免 許 の 内 容				漁 場 区 域 (経緯度数値は世界測地系による)	制 限 又 は 条 件	地 元 地 区	存 続 期 間
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置				
区第2665号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市小竹浜生草島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38°21.97′ 経度141°21.58′の点 イ 緯度38°21.61′ 経度141°21.96′の点 ウ 緯度38°21.26′ 経度141°22.33′の点 エ 緯度38°21.14′ 経度141°22.46′の点 オ 緯度38°21.12′ 経度141°22.42′の点 カ 緯度38°21.95′ 経度141°21.55′の点	漁場オ、カの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設けなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市渡波(佐須浜を除く。)	平成26年9月1日から平成29年3月31日まで
区第3147号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市宮戸室浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38°20.40′ 経度141°12.75′の点 イ 緯度38°20.29′ 経度141°12.86′の点 ウ 緯度38°19.58′ 経度141°12.31′の点 エ 緯度38°19.73′ 経度141°12.16′の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設けなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	東松島市室浜大浜	平成26年9月1日から平成29年3月31日まで
区第3148号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市宮戸男島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38°19.63′ 経度141°12.06′の点 イ 緯度38°19.48′ 経度141°12.22′の点 ウ 緯度38°19.18′ 経度141°11.92′の点 エ 緯度38°19.17′ 経度141°11.66′の点	漁場イの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設けなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成26年9月1日から平成29年3月31日まで

区第3149号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日 まで	東松島市 宮戸大浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38°19.01′、経度141°11.53′の点 イ 緯度38°18.91′、経度141°11.66′の点 ウ 緯度38°18.56′、経度141°11.32′の点 エ 緯度38°18.35′、経度141°10.97′の点 オ 緯度38°18.52′、経度141°10.91′の点 カ 緯度38°18.68′、経度141°11.24′の点	(光達距離4キロメートル以上)	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。イ、ウ、エは光達距離4キロメートル以上、オは2キロメートル以上)	東松島市 宮戸大浜	平成26年9月1日 から 平成29年3月31日 まで
区第3150号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日 まで	東松島市 宮戸大浜地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38°18.46′、経度141°10.78′の点 イ 緯度38°18.27′、経度141°10.85′の点 ウ 緯度38°18.25′、経度141°10.35′の点	(光達距離2キロメートル以上)	漁場イの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。ウは光達距離4キロメートル以上)	東松島市 宮戸大浜	平成26年9月1日 から 平成29年3月31日 まで
区第3418号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日 まで	宮城郡七ヶ浜町 花測浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38°17.45′、経度141°6.87′の点 イ 緯度38°17.02′、経度141°6.94′の点 ウ 緯度38°16.89′、経度141°6.85′の点 エ 緯度38°17.08′、経度141°6.62′の点	(光達距離4キロメートル以上)	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。イ、ウは光達距離4キロメートル以上)	七ヶ浜町 花吉田浜、 富田田浜	平成26年9月1日 から 平成29年3月31日 まで
区第3419号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日 まで	宮城郡七ヶ浜町 花測浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38°16.99′、経度141°6.54′の点 イ 緯度38°16.78′、経度141°6.77′の点 ウ 緯度38°15.56′、経度141°5.84′の点 エ 緯度38°15.79′、経度141°5.66′の点	(光達距離4キロメートル以上)	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。イ、ウは光達距離4キロメートル以上)	七ヶ浜町 吉田浜、 花測浜、 富田田浜	平成26年9月1日 から 平成29年3月31日 まで
区第3420号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日 まで	宮城郡七ヶ浜町 漆浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38°14.55′、経度141°3.87′の点 イ 緯度38°14.03′、経度141°3.77′の点 ウ 緯度38°13.21′、経度141°3.21′の点 エ 緯度38°13.75′、経度141°3.12′の点	(光達距離4キロメートル以上)	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。イ、ウは光達距離4キロメートル以上)	七ヶ浜町 豊松ヶ浜、 漆浜、 遠山、 崎浜、 代々宮、 豊宮	平成26年9月1日 から 平成29年3月31日 まで
区第3506号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌年5月31日 まで	仙台市蒲生地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38°13.61′、経度141°3.00′の点 イ 緯度38°13.06′、経度141°3.11′の点 ウ 緯度38°13.28′、経度141°2.68′の点	(光達距離4キロメートル以上)	漁場イの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。イ、ウは光達距離4キロメートル以上)	仙台市	平成26年9月1日 から 平成29年3月31日 まで

二 免許予定日 平成二十六年九月一日

三 申請期間 平成二十六年七月二十五日から八月二十日まで

○宮城県告示第六百五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の

申請があつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十五日

一 収用及び使用の手続が開始される土地等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

1 手続が開始される土地
 イ 取用の手続が開始される土地 本吉郡南三陸町志津川字平井田及び字立沢並びに歌津字白山及び字皿貝地内

ロ 使用の手続が開始される土地 本吉郡南三陸町志津川字平井田及び字立沢並びに歌津字白山及び字皿貝地内

2 起業者の名称 国土交通大臣

3 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（三陸縦貫自動車道・本吉郡南三陸町志津川字小森地内から同町歌津字皿貝地内まで）並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道路付替工事

二 起業者が取用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所
 南三陸町役場（建設課）

○宮城県告示第六百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・四号片浜鹿折線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

宮城県気仙沼市魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚浜町及び浜町一丁目地内

2 使用の部分

なし

○県営青木地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。
 平成二十六年七月二十五日

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十六年年度宮城県森林情報管理システム改修業務

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部林業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年七月十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社バスコ 仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十

一号

五 落札金額 千四百八十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 条件付一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年六月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 Windows 7 移行業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十六年十月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者

として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十六年八月十八日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二一―七二七二、内線二二三三）
平成二十六年八月一日（金）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年八月二十一日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十六年九月二日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十六年九月三日(水) 午前十時
- (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎六階六〇一会議室
- 四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary
 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters September 3, 2014, 5 : 00 p.m.

- 2 Item/Service Required : Windows 7 migration services - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 601 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters September 3, 2014, 10 : 00 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

企業局

○宮城県企業局管理規程第四号

企業職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔

企業職員の配偶者同行休業に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、職員の配偶者同行休業の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業)

第二条 職員の配偶者同行休業は、この規程に定めるもののほか、知事の事務部局に勤務する一般職の職員の例による。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第三条 職員は、配偶者同行休業の承認を申請するときは、配偶者同行休業承認申請書(別記様式)を、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに、所属長を経由して公営企業管理者に提出しなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第四条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第五条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたときは、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(辞令の交付)

第六条 公営企業管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、別に定めるところにより辞令を交付するものとする。

一 職員の配偶者同行休業を承認する場合

一 職員の配偶者同行休業を承認する場合

- 二 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
 - 三 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合
- 附 則

この管理規程は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

別記様式（第3条関係）

配偶者同行休業承認申請書

申請年月日 年 月 日

公営企業管理者..... 殿

(所属長経由印)

所 属.....
職.....
氏 名..... 印

下記のとおり 配偶者同行休業 期間の延長 を申請します。

1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）
2	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備 考	

- (注) 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び滞在事由の継続する期間が確認できる書類を添付すること。
 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 4 該当する□にはレ印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	職..... 氏 名..... 印
決 裁 欄		

議 会

○宮城県議会訓令第1号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年七月二十五日

宮城県議会議長 安 藤 俊 威

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和五十一年宮城県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第七条第五号中「第十九号から第二十一号まで」を「第二十号から第二十二号まで」に改め、同条第十三号中「第十八号」を「第十九号」に改め、同条中第二十三号を第二十四号とし、第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 次長又は課長の職にある者の配偶者同行休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し
第八条第二項第三号中「第十四号及び第十五号」を「第十五号及び第十六号」に改め、同項第七号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十三号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 職員（配偶者同行休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し）
第十一条の六を第十一条の七とし、第十一条の五の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業）

第十一条の六 職員の配偶者同行休業については、別に定めるもののほか、知事の事務局に勤務する一般職の職員の例による。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

教 育 委 員 会

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十五日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第九号

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）及び

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年宮城県条例第四十五号）に基づき、宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」とは、次の各号に掲げる一般職の職員（以下「職員」という。）をいう。

- 一 宮城県教育庁の職員
- 二 教育機関の職員

三 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（仙台市教育委員会に属する職員を除く。以下「県費負担教職員」という。）

（配偶者同行休業の承認の申請手続等）

第三条 職員が、法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業の承認を申請するときは、配偶者同行休業承認申請書（様式第一号）に配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由及びその期間を証明する書類を添えて、原則として、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに所屬長を経由して宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。この場合において、県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会を経由するものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、当該申請書に配偶者同行休業内申書（様式第二号）を添えて、県教育委員会に進達するものとする。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請手続等）

第四条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

（職務復帰）

第五条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたときは、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（辞令の交付）

第六条 県教育委員会は、次に掲げる場合には、職員に対して辞令を交付するものとする。

- 一 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- 二 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- 三 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰する場合

（その他）

第七条 この規則に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

様式第1号 (第3条, 第4条関係)

配偶者同行休業承認申請書

申請年月日 年 月 日

宮城県教育委員会 殿

(所属長経由印)

申請者 所 属 _____ (所属コード _____)
 職 _____
 氏 名 _____ 印 (職員番号 _____)

下記のとおり 配偶者同行休業の承認期間の延長を申請します。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2, 3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2, 3及び5に記入)	
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	(_____)
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	(_____)
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 ② 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。
 ③ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
 ④ 該当する□にはレ印を記入すること。

(県教委記入欄)

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	職 氏 名 印
決 裁 欄	年 月 日	

様式第2号 (第3条関係)

宮城県教育委員会 殿

〇〇教育委員会

印

配偶者同行休業承認内申書

このことについて、次のとおり内申します。

種 別	承 認 ・ 不 承 認	職 ・ 氏 名	
		学 校 名	
給 料	給料表 () 級 号俸 () 円	発 令 年 月 日	年 月 日
		内 申 事 由	
備 考			

文 書 番 号
年 月 日

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年七月二十五日

宮城県教育委員会
教育長 高 橋 仁

〇宮城県教育委員会訓令第四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二号の表第三号中9を10とし、同号8中「7」を「10」に改め、同号中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 配偶者同行休業の承認及び休業期間の延長の承認並びに休業の承認の取消し 課 長
別表第一第二号の表第五号中7を8とし、同号6中「5」を「8」に改め、同号中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 配偶者同行休業の承認及び休業期間の延長の承認並びに休業の承認の取消し 課 長
別表第一第四号の表第一号中「11まで」を「12まで」に改め、同号中12を13とし、11を12とし、同号10中「9」を「12」に改め、同号中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 配偶者同行休業の承認及び休業期間の延長の承認並びに休業の承認の取消し 課 長
別表第一第四号の表第三号中「8まで」を「9まで」に改め、同号中9を10とし、8を9とし、同号7中「7」を「9」に改め、同号中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 配偶者同行休業の承認及び休業期間の延長の承認並びに休業の承認の取消し 課 長
附 則

この訓令は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

人事委員会

〇宮城県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年七月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の六」を「第八条の七」に改める。

第八条の六を第八条の七とし、第八条の五の次に次の一条を加える。

第八条の六 事務局職員の配偶者同行休業については、職員の配偶者同行休業に関する規程（平成二

十六年宮城県訓令甲第十六号）の適用を受ける職員の場合による。

第十一条第一号イ中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

第十五条第二種の項第二号を次のように改める。

二 十六都道府県人事委員会協議会関係

別表第一総務課長の項第一号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 事務局職員（課長補佐の職以下の職にある者に限る。）の配偶者同行休業及びその期間の延

長の承認並びに承認の取消し

附 則

この訓令は、平成二十六年七月二十五日から施行する。